

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 4 「四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い」について等

ご存知のとおり、法人税率の引き下げや復興財源確保のための復興特別法人税の新設が行われております。本日（平成 24 年 1 月 20 日）、企業会計基準委員会から下記の実務対応報告が公表されました。公開草案から内容に変更はありません。

実務対応報告第 28 号

改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/docs/practical\\_business28/20120120.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/practical_business28/20120120.pdf)

＜適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合＞

この実務対応報告では 3 つのクエスチョンが用意されておりますが、このうち、Q 1 では「年度決算と同様の方法で税金費用を計算している場合」、Q 2 では「四半期特有の会計処理により税金費用を計算している場合」について解説されています。

Q 1 も Q 2 も従来の基準等（「四半期財務諸表に関する会計基準」、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」等）に記載されている事項が主であるため、今回は、Q 3 の「適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合」について説明します。

Q 3 の取扱いでは、実務上タイトなスケジュールのもとで四半期決算が行われていることを考慮し、適時に一時差異等のスケジューリングを行うことが実務上困難な場合には、合理的で実態にも即していると考えられる方法により算出した単一の税率により、税金費用を計算することも認められる、としています。

一連の改正に伴い、複数の税率を用いて税金費用の計算を行わなければなりません。Q 3 の定めによって、単一の税率を用いて税金費用の計算を行うことも可能となります。

Q 3 では単一の税率として以下の 2 つを例示しています。

- ① 繰延税金資産の回収可能性の判断の際に使用した課税所得の見積期間の各期の法定実効税率を単純に平均した税率
- ② 一時差異等の項目の主な解消見込時期に対応した法定実効税率（例えば、一時差異等が、主におおむね 3 年以内に解消されると見込まれる場合には復興特別法人税額を含む法定実効税率を使う。また、例えば、一時差異等が、主におおむね 3 年を超えて 解消されると見込まれる場合には復興特別法人税額を含まない法定実効税率を使うなど。）

しかしながら、単一の税率を用いて計算を行うにあたっては慎重な判断が必要となりますので、当該取扱いの適用については十分に監査人と事前協議を行うべきでしょう。

なお、Q 3 の取扱いについては、改正法人税法等（改正法人税法と復興財源確保法）の公布日以後に最初に終了する四半期会計期間のみに適用されます。

そのため、3 月末決算の会社を例にとれば、平成 23 年 12 月の第 3 四半期決算のみ適用可能です。

また、この取扱いを適用した場合は、その旨、使用した税率及びその算定方法を注記することになります。

#### <その他有価証券評価差額に係る繰延税金資産・負債の取扱い>

次に、ほとんどの会社で論点になると思われる、その他有価証券評価差額に係る繰延税金資産・負債の取扱いについて触れます（参考 日本公認会計士協会の「税効果会計に関する Q & A」の改正の公開草案）。

その他有価証券評価差額のうちスケジューリングが不能なものについて、その評価差額を評価差損と評価差益とに区分せず、各合計額を相殺した後の純額の評価差損又は評価差益に対して、監査委員会報告第 70 号 I 3 に基づき、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する場合、監査上妥当なものとして取り扱うものとされています。

この場合における当該純額の評価差損又は評価差益に係る一時差異については、復興特別法人税課税期間に解消するとはいえないため、復興特別法人税の課税を含まない税率に基づき、繰延税金資産又は繰延税金負債の算定を行うこととなります。

なお、その他有価証券評価差額に限らず、スケジューリングが不能な一時差異につい

ては、復興特別法人税の課税を含まない税率に基づき繰延税金資産又は繰延税金負債の算定を行うこととなります。

<その他の留意事項>

当該実務対応報告を適用しても、会計方針の変更としては取り扱われたい旨が記載されています。

また、税率変更が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項である場合には、その旨及び影響額（概算額も可）を注記する旨も記載されています。

(2012/1/20号より)